

大津市の介護保険サービスの利用に関するパンフレット

～制度がかわると 仲間がふえる～

障害福祉サービス(介護給付)を利用して65歳を迎える皆様へ

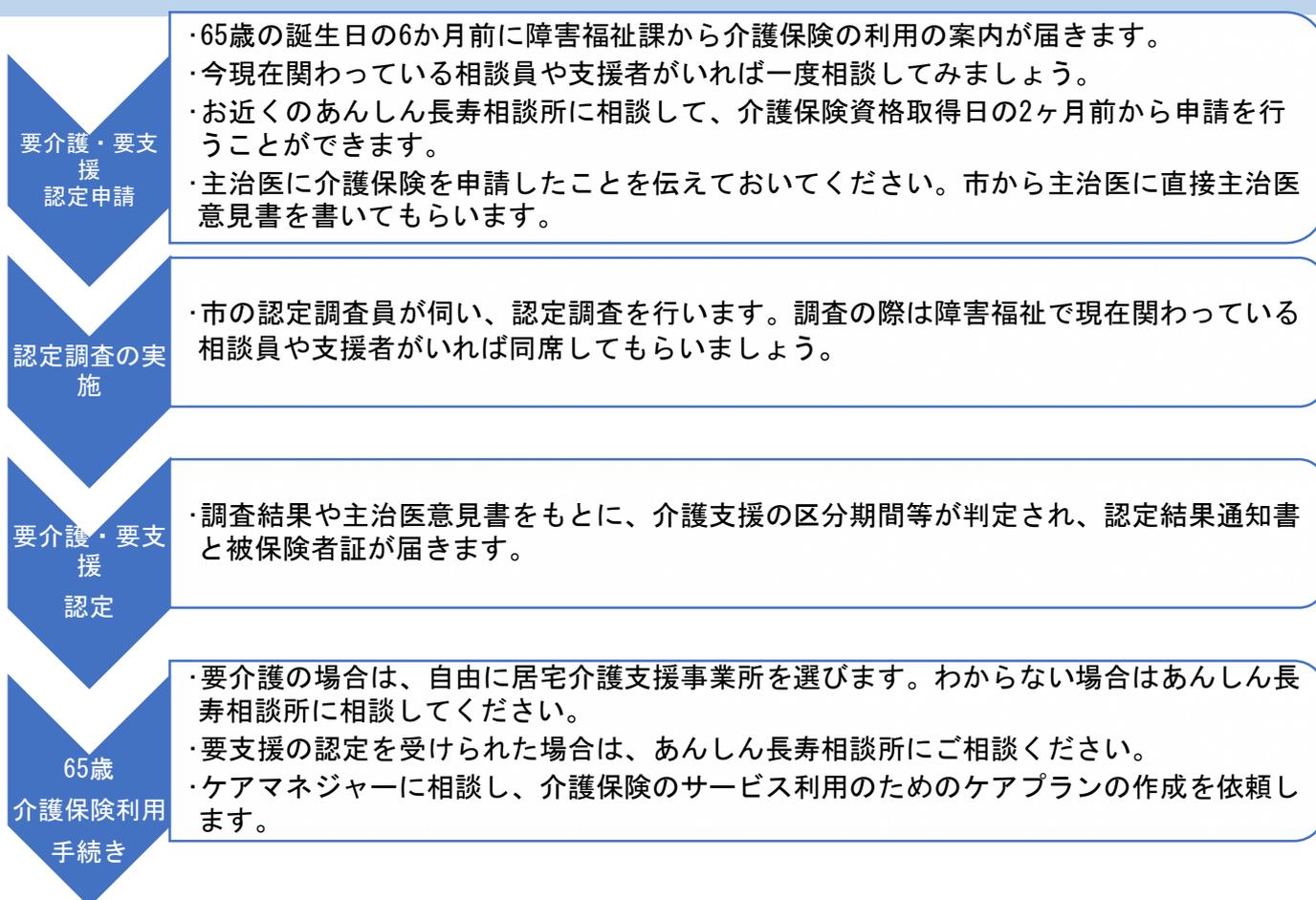
障害福祉サービスを利用されている方が、介護保険利用対象者になると居宅介護（身体介護や家事援助等）や短期入所を利用している場合には介護保険のサービスが優先となります。

そのため、介護保険の認定申請を行い、要支援や要介護の決定が出た場合は、介護保険サービスの利用に切り替える必要があります。

また、65歳以上の障害者については、介護保険法が優先的に適用される一方で、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、条件が合えば総合支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられる仕組みとなっています。

	障害福祉サービス	介護保険サービス
対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者手帳または障害に関する医師の診断のある方・ 以下のサービスは障害支援区分1以上必要。（居宅介護、短期入所、生活介護）	<ul style="list-style-type: none">・ 要介護・要支援の「認定」を受けた方
サービス利用の基準	<ul style="list-style-type: none">・ 障害支援区分（非該当、区分1～6）	<ul style="list-style-type: none">・ 要介護度（要支援1・2、要介護1～5）
サービス利用の上限	<ul style="list-style-type: none">・ 区分ごとにどれだけのサービスが利用できるか、支給量の目安が設定されています。	<ul style="list-style-type: none">・ 要介護状態区別に支給限度額が設定。支給限度額を超えてサービスを利用すると全額自費となります。
サービス利用の手続き	<ul style="list-style-type: none">・ サービス等利用計画 特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成・ セルフプラン 自分で計画を作成	<ul style="list-style-type: none">・ 居宅介護サービス計画書（ケアプラン） （要介護）居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成 （要支援）あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）の職員が主に作成
サービス決定	<ul style="list-style-type: none">・ サービス等利用計画に基づき、大津市障害福祉課がサービスの種類・支給量を決定します	<ul style="list-style-type: none">・ ケアマネジャーと相談して作成したケアプランに基づき、サービス担当者会議を開催してサービスを利用。

介護保険サービス利用の流れ



大津市内あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）一覧（2024年4月）

事業所名	住所	電話番号	FAX番号	対象地区
和邇あんしん長寿相談所	大津市和邇高城12 (和邇市民センター併設)	077-594-2660 077-594-2727	077-594-4189	小松・木戸・和邇・小野
真野あんしん長寿相談所	大津市真野四丁目24-38	077-573-1521 077-573-1522	077-573-1525	葛川・伊音立・真野・真野北
堅田あんしん長寿相談所	大津市本堅田三丁目17-14 (堅田市民センター向かい)	077-574-1010 077-574-1080	077-574-1728	堅田・仰木・仰木の里・仰木の里東
比叡あんしん長寿相談所	大津市坂本六丁目1-11 (坂本市民センター同敷地内)	077-578-6637 077-578-6692	077-578-8120	雄琴・日吉台・坂本
比叡第二あんしん長寿相談所	大津市下坂本六丁目39-23	077-579-5290 077-579-5291	077-579-5292	下坂本・唐崎
中あんしん長寿相談所	大津市浜大津四丁目1-1 (朝日郵便大津5階)	077-528-2003 077-528-2006	077-527-3022	藤尾・長等・逢坂・中央
中第二あんしん長寿相談所	大津市南志賀一丁目7-27 (丸一荘102号室)	077-521-1471 077-521-1472	077-521-1473	滋賀・山中比叡平
膳所あんしん長寿相談所	大津市膳所二丁目5-5 (さがみ川老人憩の家併設)	077-522-8867 077-522-8882	077-522-1198	平野・膳所
晴嵐あんしん長寿相談所	大津市栗津町7-21 シティコーポせいらん104号室	077-534-2661 077-534-2662	077-534-2664	富士見・晴嵐
南あんしん長寿相談所	大津市南郷一丁目14-30 (南老人福祉センター併設)	077-533-1332 077-533-1352	077-534-9256	石山・南郷
南第二あんしん長寿相談所	大津市稲津一丁目17-12	077-546-6880 077-546-6881	077-546-6882	大石・田上
瀬田あんしん長寿相談所	大津市大江三丁目2-1 (瀬田市民センター内)	077-545-3918 077-545-3931	077-543-4436	上田上・青山・瀬田・瀬田南
瀬田第二あんしん長寿相談所	大津市大草六丁目4-16	077-545-5760 077-545-5762	077-545-5820	瀬田東・瀬田北

介護保険が利用できるようになったらサービスの利用はどのようなの？

居宅系

障（国）居宅介護（ヘルパー） 身体介護・家事援助・通院介助・乗降介助	→	介 訪問介護 身体介護・生活援助・乗降介助 ※外出時の身体介護は利用できません
障（国）重度訪問介護／行動援護	→	継続して利用できる場合があります
障（国）同行援護	→	継続して利用できます
障（市）訪問入浴	→	介 訪問入浴介護
障（市）移動支援	→	継続して利用できます
障（国）短期入所（ショートステイ）	→	継続して利用できる場合があります
	→	介 短期入所生活介護・短期入所療養介護 注：日中も短期入所事業所で過ごします。
障（市）日中一時支援	→	継続して利用できます
医療 訪問看護・訪問リハビリ	→	介 訪問看護・訪問リハビリステーション 注：医療で継続できる場合があります
医療 往診	→	介 療養管理指導

通所系

障（国）訓練系 自立訓練・就労継続支援・就労移行支援	→	継続して利用できます
障（国）介護系 生活介護	→	継続して利用できます
	→	介 通所介護（デイサービス）
障（市）地域活動支援センター（サロン）	→	継続して利用できます
医療 通院リハ・デイケア	→	介 通所リハビリテーション（デイケア）
医療 精神科デイケア	→	継続して利用できます
	→	介 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 通所を中心として、状態や希望によって訪問や宿泊のサービスを組み合わせて利用できます。

居住系

障（国）グループホーム	→	継続して利用できます
	→	介 認知症対応共同生活介護
障（国）施設入所支援	→	継続して利用できます
	→	介 介護老人福祉施設・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設

福祉用具

障（国）補装具による給付 障（市）日常支援用具による給付	→	介 福祉用具貸与、福祉用具購入 住宅改修 ※補装具を利用できる場合があります
---------------------------------	---	--

相談系

障（国）計画相談（相談支援専門員） 計画作成・定期的なモニタリング	→	介 居宅介護支援（ケアマネジャー） ケアプラン作成・毎月モニタリング
障（市）委託相談支援	→	継続して利用できます。

大津市内には13か所成人の方の委託相談支援事業所があります。

木戸障害者相談支援センター	三障害に対応
ブリッジ	知的、身体
相談支援事業所トモ	三障害に対応
相談支援事業 ひびき	知的
精神障害者地域生活支援センター オアシスの郷	精神
生活支援センター	知的
障害者生活支援センターいるか	身体
ひなた	知的
相談支援事業所ぐっど	知的
そうだんオフィス	三障害に対応
すまいる・らふ	知的、身体
障がい児者相談センター みゆう	知的
地域生活サポートセンター じゅぶ	三障害に対応

連絡先等は障害福祉課（TEL：528-2726）にお問い合わせください。

利用料に関して

介護保険サービスを利用した場合、障害福祉サービスと違い、非課税世帯でも利用料がかかることになります。利用者負担は、介護サービスにかかった費用の1割（一定以上所得者の場合は2割または3割）です。介護保険施設利用の場合は、居住費、食費、日常生活費の負担も必要になります。ただし、所得の低い方や、1か月の利用料が高額になった方については、別に負担の軽減措置が設けられています。

設定区分	対象者	自己負担の上限額 (月額)
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000円(個人)注1
第2段階	前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が 年間80万円以下の方等 (障害基礎年金2級の方が該当)	24,600円(世帯)
		15,000円(個人)
第3段階	世帯全員が市区町村民税を課税されていない方 (障害基礎年金1級の方が該当)	24,600円(世帯)
第4段階	市区町村民税課税世帯 (一定要件の場合、年間上限が設けられます。平成29 年8月から3年間の限定措置)	44,400円(世帯)

注1：生活保護の方は自己負担分を介護扶助から支払われることとなりますので、実質的に自己負担はありません。

介護保険サービス利用者自己負担の軽減に関して

平成30年4月から65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用して一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みが始まりました。対象は以下の4点にすべてに該当する方です。

- ① 65歳までの5年間にわたり「相当障害福祉サービス」を利用して(=支給決定を受けて)いた者が、65歳以降にこれに対応する「相当介護保険サービス」以外の「相当介護保険サービス」を利用した場合にも利用者負担を軽減。



- ② 65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「低所得」又は「生活保護」に該当することを要件とする。
- ③ 65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上であったことを要件とする。
- ④ 65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったことを要件とする。

発行元：大津市障害者自立支援協議会 高齢障害者プロジェクト会議

発行日：令和6年4月1日

連絡先：大津市障害者自立支援協議会事務局

・住所：大津市馬場2丁目13-50 大津市立やまびこ総合支援センター内

・電話：077-527-0486 FAX：077-527-0334 メール：sien@biwakogakuen.or.jp